

○浜松医科大学受託研究等取扱規程

(平成 16 年 5 月 13 日規程第 90 号)

改正 平成 18 年 4 月 13 日規程第 28 号 平成 26 年 3 月 13 日規程第 20 号
平成 29 年 2 月 9 日規程第 8 号 平成 31 年 3 月 27 日規程第 30 号
令和 2 年 2 月 13 日規程第 11 号 令和 3 年 1 月 14 日規程第 1 号
令和 3 年 12 月 10 日規程第 62 号 令和 6 年 3 月 14 日規程第 17 号
令和 8 年 1 月 8 日規程第 2 号

(趣旨)

- 第 1 条 この規程は、浜松医科大学(以下「本学」という。)における受託研究及び受託事業(以下「受託研究等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、医薬品等の臨床研究の受入りに係る事項及び医師主導の治験又は臨床研究の受入りに係る事項については別に定めるものとし、本学が外部機関に業務を委託した受託研究等の取扱いについては、外部機関との協議により決定するものとする。

(定義)

- 第 2 条 この規程において「受託研究」とは、学外の委託者から委託を受け、本学の業務として行う研究(試験、試作及び検査等を除く。以下同じ。)で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- 2 この規程において「受託事業」とは、学外の委託者から委託を受け、本学の業務として行う諸活動のうち前項に規定する受託研究を除いたもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- 3 この規程において「研究担当者」とは、本学の教員及び学長が特に認めた職員とする。ただし、受託研究のうち、浜松医科大学競争的研究費の応募資格に関する申合せ(令和 2 年申合せ第 10 号)に定める競争的研究費による場合は、この限りでない。

(受入れの原則)

- 第 3 条 受託研究等は、次の各号に掲げる要件を満たす場合にのみ受け入れるものとする。
- (1) 本学の教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (2) 契約期間内において受託研究等が完了する見込みがあること。

(受入れの条件)

- 第 4 条 受託研究等の受入りに当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 受託研究等は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 本学の教育研究計画の変更、天災その他やむを得ない事由により受託研究等を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責任を負わないこと。

- (3) 受託研究等の実施により第三者に損害が生じ、本学に賠償責任が発生したときは、その損害が本学の職員の故意又は重大な過失による場合を除き、当該賠償責任は、委託者が負うものとする。
- (4) 受託研究等の結果、知的財産権（国立大学法人浜松医科大学職務発明規程第2条第1項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）が生じた場合又は成果有体物（国立大学法人浜松医科大学研究成果有体物取扱規程第2条第1項に規定する成果有体物をいう。以下同じ。）を得た場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。ただし、双方協議の上、研究の成果に係る本学の知的財産権又は成果有体物の一部を、当該委託者に譲与することができる。
- (5) 委託者は、原則として、本学が発行する請求書により、受託研究等に要する経費（以下「受託研究等経費」という。）を当該研究等の開始前に納付すること。
- (6) 受託研究等経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
- (7) 納付された受託研究等経費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、第2号の事由により受託研究等が中止された場合において、特に必要があると認められる場合には、不用となった経費の範囲内において、その全部又は一部を返還することがある。

（受託研究等経費）

第5条 受託研究等の受入れに当たって、委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等、当該受託研究等の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究等の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とし、間接経費は直接経費の30%に相当する額を標準とする。

なお、委託者の事情により間接経費が直接経費の30%に相当する額と異なる額となる場合は、委託者と協議の上合意した額とする。

また、謝金、賃金等の単価は別に定める。

- 2 前項に規定する直接経費に加え、研究担当者の受託研究等への関与時間に対する報酬相当額（以下「研究担当者貢献経費」という。）を計上することができる。研究担当者貢献経費は、直接経費の10%に相当する額を標準とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、研究担当者貢献経費の支払に関し必要な事項は学長が別に定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか該当する場合は、直接経費のみとすることができる。
 - (1) 委託者が国（国以外の団体等であって、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合
 - (2) 委託者が国以外の場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

イ 本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの

(3) その他学長が認めたもの

5 前2項の規定にかかわらず、本学が外部機関に業務を委託した受託研究等に要する経費は、当該外部機関との協議により決定するものとする。

(受託研究等の受入れ)

第6条 受託研究等の受入れ及び実施について必要な事項は、産学連携・知財活用委員会(以下「委員会」という。)において協議するものとする。

第7条 削除

(受託研究の申請)

第8条 委託者は、所定の受託研究申込書を、学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の受託研究申込書の提出があったときは、当該研究担当者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた研究担当者は、所属する講座、診療科等の主任の教員等と協議の上、支障がないと認められるときは、所定の受託研究受入承認申請書及び受託研究費明細書を学長に提出するものとする。

(受入れの決定等)

第9条 受託研究の受入れは、受託研究申込書及び受託研究受入承認申請書等に基づき、委員会の審査を経て、学長が可否を決定するものとする。

2 学長は、受託研究の受入れの可否を決定したときは、速やかにその旨を研究担当者に通知するものとする。

3 受託事業の受入れは、委託者から提出された申込書等に基づき、学長が可否を決定するものとする。

(契約の締結等)

第10条 理事(財務担当)は、前条第1項の受託研究の受入れ決定に基づき、委託者と契約を締結するものとする。

2 理事(財務担当)は、前項の契約を締結したときは、研究担当者に通知するものとする。

3 理事(財務担当)は、受託研究等契約の締結後、委託者から研究に要する物品の提供がある場合は、速やかに所定の提供物品通知書により、物品管理者に通知しなければならない。

4 理事(財務担当)は、前条第3項の受託事業の受入れ決定に基づき、委託者と受託事業の契約を締結するものとする。

(契約の変更)

第11条 受託研究等において変更の必要が生じたときは、委託者及び研究担当者は、所定の書類を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請内容がやむを得ないと認めたときは、当該受託研究等契約の変更手続を行うものとする。

(受託研究の完了等の報告)

第12条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、速やかに所定の受託研究完了・中止報告書を学長に提出するものとする。

2 受託研究の成果についての委託者への報告は、研究担当者が行うものとする。

3 受託研究の成果の公表については、委託者への報告後に、研究担当者が行うものとする。

(適用除外)

第13条 受託研究等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の全部又は一部を当該受託研究等に適用しないことができる。

(1) 国、地方公共団体等との受託研究等である場合

(2) 病院長が受入れを決定している受託事業である場合

(3) 光医学総合研究所が受け入れる受託業務・個別業務である場合

(4) その他、特別な事情があると学長が認めた場合

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究等の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年4月13日規程第28号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月13日規程第20号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月9日規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規程第30号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月13日規程第11号)

この規程は、令和2年2月13日から施行する。

附 則(令和3年1月14日規程第1号)

この規程は、令和3年1月14日から施行する。

附 則(令和3年12月10日規程第62号)
この規程は、令和3年12月10日から施行する。

附 則(令和6年3月14日規程第17号)
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年1月8日規程第2号)
この規程は、令和8年1月8日から施行する。